

# 令和7年度 町単独那賀町町営住宅電気給湯器賃借

## 賃貸物品仕様書

令和7年12月 那賀町住民課

| 番号 | 項目         | 内 容   |
|----|------------|---|
| 1  | 件名         | 令和7年度 町単独那賀町営住宅電気給湯器賃借  |
| 2  | 賃貸借期間      | 令和8年2月1日～令和18年1月31日   |
| 3  | 納入台数       | エコキュート 460L オートタイプ 10戸分<br>・貯湯タンク 460L 10台<br>・ヒートポンプユニット 10台<br>・リモコン 2箇所×10台  |
| 4  | 納入場所       | 徳島県那賀郡那賀町土佐字南町157番地<br>町営住宅<br>地域優良賃貸住宅 土佐団地  |
| 5  | 本体及びオプション  | 機種については、既存機器又は同等品以上とする。<br>既存機器：三菱製 エコキュート オートタイプ 460L SRT-HTP46C5  |
| 6  | 料金方式       | ・賃貸借料金 月額リース料金方式(定額)<br>※月額賃貸借料金には、機器の搬入・設置調整費用および保守料金も含めること。   |
| 7  | 契約方法       | (1)契約は月額賃貸借料金(消費税込み)で締結する。<br>※入札価格は、機器本体(必要装備を含む)及び付属品を含む、消費税を除いた価格を記入すること。<br>※月額賃貸借料金(税別契約金額)について、1円未満は切り捨てる。<br><br>(2)賃貸借物件は落札者以外の所有でもよいが、三者間契約は認めないものとする。 |
| 8  | 金額の支払いについて | (1)当月分を翌月以降、請求日より30日以内に支払う。<br>(2)1円未満の端数は切り捨てる。<br>(3)請求書は機器の設置場所ごとに発行し、那賀町が指示する宛先に送付すること。   |

| 番号 | 項目             | 内 容   |
|----|----------------|---|
| 9  | 設置及び撤去にかかる注意事項 | <p>(1)機器には動産保険を付加し、その費用を負担すること。</p> <p>(2)搬入、設置、撤去等にかかる費用は落札者が負担すること。</p> <p>(3)機器の設置及び設定後、梱包材等の現場にて発生した不要材は処分すること。</p> <p>(4)機器搬入及び設置時に建物等が破損した時は、一切を落札者の負担で復旧すること。</p> <p>(5)機器が正常に使用できるように初期設定は落札者が行い、機器設置後に正常に使用できることを確認すること。また、使用者から機器の操作方法等に関して要望があれば、必要に応じ指導、助言を行うこと。</p>  |
| 10 | 保守にかかる特記事項     | <p>(1)機器が常に正常な状態で使用できるよう、必要な保守(定期点検、巡回サービス等を含む)及び消耗品の供給を行うこと。</p> <p>(2)消耗品の不足を確認した時、またはその供給を求められた時は、速やかに必要な供給を行うこと。</p> <p>(3)那賀町が故障等機能の異常等を連絡した時は、速やかに設置場所へ必要な保守要員を派遣し、故障修理及び代替機の手配等の適切な処理を行い、正常に使用できる状態に回復すること。速やかに回復できない場合には、その原因及びそれに対する代替策等について説明して、那賀町の了承を得ること。</p> <p>(4)保守並びに点検実施、消耗品納入の際に知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。</p> |